

一般社団法人不動産証券化協会認定マスター資格制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は、一般社団法人不動産証券化協会（以下、「本協会」という。）が、不動産証券化に関する高度な専門知識と高い職業倫理を有する者に、一般社団法人不動産証券化協会認定マスター（以下「マスター」という。）の称号を与え、投資家保護と市場の健全な発展に寄与することを目的とする。

(身分)

第2条 マスターは称号であって、本協会の定款第6条に定める会員の種別ではない。

(称号)

第3条 マスターは、「一般社団法人不動産証券化協会認定マスター」と呼称することができる。

2 称号を使用する場合には、次に定める表記によるものとし、称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。

(和名) 一般社団法人不動産証券化協会認定マスター

(英名) **ARES Certified Master**

(登録)

第4条 マスターは、本協会へ登録しなければならない。

(義務)

第5条 マスターは、年間登録料の納入、継続教育の受講、倫理行動モニタリングなど本協会が定める諸規則の遵守の義務を負う。

(登録証明事業)

第6条 マスターの認定について、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第17条第1項に定める不動産特定共同事業の業務管理者としての能力を有すると認める登録証明事業として実施するに当たり、必要な事項はこの規則のほか細則及びマニュアルで定める。

第2章 資格の認定と申請

(認定審査)

第7条 マスターの資格認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書類を期間中に提出しなければならない。

2 本協会は、申請者より提出のあった申請書類に基づき、次の要件等を審査し、適格と判定した者を理事会の議を経てマスターと認定する。

- (1) 知識要件
- (2) 実務経験要件
- (3) 倫理行動要件

(知識要件)

第8条 申請者は、本協会が行う不動産証券化協会認定マスター養成講座（以下「マスター養成講座」という。）の全課程を修了していなければならない。

2 マスター養成講座の内容及び運営に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(実務経験要件)

第9条 申請者は、金融業あるいは不動産業等における実務経験を2年以上有していなければならない。

2 実務経験の審査に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(倫理行動要件)

第10条 申請者は、マスター職業倫理規程ほか本協会の定める諸規則を遵守する旨の誓約書を本協会へ提出しなければならない。

2 申請者は、本協会が次の目的で氏名を公表することを承諾する旨の別に定める承諾書を本協会へ提出しなければならない。

- (1) マスター名簿のホームページ等への掲載
- (2) マスターに関する問合せへの回答
- (3) 更新審査時のピアレビュー
- (4) 処分者の告知

(マスターの欠格事由)

第11条 本協会は、認定審査にあたり、申請者が以下のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、マスターの認定を行わない。

- (1) 破産者で復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

- (2) 禁固刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 理事会による資格の取消し処分となった日から5年を経過しない者
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- (5) 申請の日以前5年以内に、不動産取引若しくは金融取引等に関して著しく不適当な行為をした者
- (6) そのほか、本協会の認定審査において不適当と認められた者

（欠格事由に該当しない旨の誓約書）

第12条 申請者は、マスターの欠格事由に該当しない旨の誓約書を本協会へ提出しなければならない。

（認定証の交付）

第13条 本協会は、マスターに対して、資格の認定証を交付する。

（年間登録料）

第14条 マスターは、認定後ただちに年間登録料（6,000円）を本協会へ納入しなければならない。

2 年間登録料の計算は4月から翌3月の1年とし、毎年1年分を前払いするものとする。

第3章 継続教育

（継続教育の目的）

第15条 本協会は、マスターに対して、専門知識の更新、倫理行動の定着、専門性の向上を目的として継続教育を行う。

2 本協会は、マスターの継続教育の受講状況を、ポイントにより管理する。

3 マスターは、規定のポイント数を毎年取得しなければならない。

4 継続教育の実施に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

（相互学習）

第16条 マスターは、業界のリーダーとして、相互交流と相互啓発による相互学習を通じて専門知識の共有化や能力の研鑽に努めなければならない。

第4章 資格の更新と申請

(更新)

第17条 マスターは、認定から5年毎に更新審査を受けなければならない。

- 2 更新を申請する者は、所定の申請書類を本協会へ提出しなければならない。
- 3 資格の更新に必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(更新審査)

第18条 本協会は、更新を申請する者に対して、次の更新の要件について審査し、理事会の議を経て決定する。

- (1) 更新の知識要件（継続教育の受講状況）
- (2) 更新の倫理行動要件（マスター職業倫理規程ほか本協会の定める諸規則等の遵守の状況）

(更新の知識要件)

第19条 本協会は、過去5年間の継続教育の受講状況により、マスターとして相応しい能力が維持されているかについて審査する。

(更新の倫理行動要件)

第20条 本協会は、ピアレビュー等を通じて、マスターとして相応しい倫理行動がとられているかについて審査する。

第5章 資格の喪失

(資格の喪失)

第21条 マスターは、次に該当する場合にはその資格を喪失する。

- (1) マスターとしての認定を自ら辞退したとき
 - (2) 年間登録料の納入を怠ったとき
 - (3) 規定の継続教育ポイント数を取得しなかったとき
 - (4) 更新の申請を行わなかったとき
 - (5) 更新審査によって更新が認められなかったとき
 - (6) マスター本人が死亡したとき
- 2 本協会は、資格を喪失した者に対して、その旨を通知する。

第6章 倫理行動モニタリングと処分

(倫理行動モニタリング)

第22条 本協会は、マスター職業倫理規程を定め、マスターに対して専門家に相応しい公正かつ適正な行動を求める。

2 本協会は、次の方法によりマスターの倫理行動をモニタリングする。

- (1) マスター名簿のホームページ等への掲載
- (2) マスターに関する問合せへの受付け及び回答
- (3) 更新審査時のピアレビュー
- (4) 処分者の告知

3 マスター職業倫理規程は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

4 マスター職業倫理規程の改廃は、規律委員会の発議により理事会の承認を得て会長が行う。

(処分)

第23条 本協会は、マスターに対して、次に該当する場合には、嚴重注意、戒告、一時登録抹消、資格の取消しの処分をすることができる。

- (1) マスター職業倫理規程に反し、不正又は不当な行為を行ったとき
- (2) 関連する法令等に反し、不正又は不当な行為を行ったとき
- (3) 刑事法規に違反したとき
- (4) 弁護士、公認会計士、建築士等の国家資格やそのほかの資格について処罰を受けたとき
- (5) 第11条の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき
- (6) 第11条の(1)から(5)までのいずれかに該当している事実が判明したとき
- (7) 虚偽又は、不正の事実によってマスターの認定を受けたことが判明したとき

2 マスターは、同条第1項のいずれかに該当した場合には、速やかに本協会へ申し出なければならない。

(規律委員会)

第24条 本協会は、マスターが第23条のいずれかに該当する場合には、本人及び関係者から事情聴取を行うなど実態の把握に努め、本協会の規律委員会においてマスターの処分を審査する。

(処分の決定)

第25条 マスターの処分は、規律委員会の審議を経て理事会にて決定するものとする。

2 処分は、事情を斟酌し、嚴重注意、戒告、一時登録抹消、資格の取消しのいずれかとする。

(処分の公表)

第26条 本協会は、マスターの処分について、ホームページ等で氏名及び処分の内容を公表する。ただし、嚴重注意については、処分の公表を行わないこともできる。

第7章 アソシエイトの認定

(アソシエイト)

第27条 本協会は、第7条2項に定めるマスターの認定要件のうち実務経験要件のみを満たしていない者に対して、一般社団法人不動産証券化協会認定アソシエイト（以下「アソシエイト」という。）の称号を与える。

(身分)

第28条 アソシエイトは、称号であって、本協会の定款第6条に定める会員の種別ではない。

(称号)

第29条 アソシエイトは、「一般社団法人不動産証券化協会認定アソシエイト」と呼称することができる。ただし、アソシエイトを呼称する際は、マスターとの要件の違いについて明確に説明しなければならない。

2 称号を使用する場合には、次に定める表記によるものとし、称号の権威と信頼性を保持するよう良識ある方法を用いなければならない。

(和名) 一般社団法人不動産証券化協会認定アソシエイト

(英名) **ARES Certified Associate**

(アソシエイトの登録)

第30条 アソシエイトは、本協会へ登録しなければならない。

(アソシエイトの義務)

第31条 アソシエイトは、マスターに関する第1章から第6章の規定を準用し、同様の義務を負う。

(アソシエイトのマスター申請)

第32条 アソシエイトは、次に該当する場合にはマスターの資格認定を申請することができる。

- (1) 第9条の実務経験を充足することとなったとき
- (2) アソシエイトとして登録したのち2年以上が経過し、かつ継続教育のポイント制度において控除後の残高が300ポイントに達したとき

第8章 教育・資格制度委員会

(教育・資格制度委員会)

第33条 本協会は、本資格制度の運営にあたり、本協会委員会等規則第2条4項に基づき教育・資格制度委員会を設置する。

2 教育・資格制度委員会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 資格制度の企画と理事会への発議
- (2) 年度事業計画の策定に関する理事会への発議
- (3) マスター養成講座の修了者の決定
- (4) マスターの認定審査と理事会への発議
- (5) そのほか、運営に関する事項の決定

3 教育・資格制度委員会は本資格制度の運営にあたり、必要に応じて本協会委員会等規則第2条7項に基づき小委員会を設置することができる。

第9章 補則

(細則)

第34条 本規則に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

(改廃)

第35条 本規則を改廃する場合は、理事会の承認を得て会長が行うものとする。

附則

- 1 この規則は、一般社団法人法及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

以 上